

【商品概要説明書】

株式会社 筑邦銀行

平成 25 年 4 月 1 日現在

項 目	内 容
1 商品名	・自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）
2 ご利用いただける方	・1か月以上5年以下の単利型 個人および法人 ・3年以上5年以下の複利型 個人のみ
3 期間	・定型方式 1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年 自動継続とすることもできます ・期日指定方式 1か月超5年未満
4 お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円
5 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・複利型及び預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います 預入期限2年以上の単利型は、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以降および満期日以降に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します 単利型 預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする片端入れの日割計算でかつ単利計算とします 複利型 預入日から6か月毎の複利計算とします ・法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉分離課税されます ・金利については窓口にお問い合わせください
7 手数料	・不要です
8 付加できる特約事項	・満20歳以上の個人のお客さまで、自動継続扱いのものは総合口座による当座貸越ができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します 約定期間1か月以上3年未満 預入期間6か月未満 解約日における普通預金利率 預入期間6か月以上1年未満 約定利率×50%

	<p>預入期間 1 年以上 約定期間 3 年以上 4 年未満 預入期間 6 か月未満 預入期間 6 か月以上 1 年未満 預入期間 1 年以上 1 年 6 か月未満 預入期間 1 年 6 か月以上 2 年未満 預入期間 2 年以上 2 年 6 か月未満 預入期間 2 年 6 か月以上 約定期間 4 年以上 5 年未満 預入期間 6 か月未満 預入期間 6 か月以上 2 年未満 預入期間 2 年以上 3 年未満 預入期間 3 年以上 約定期間 5 年 預入期間 6 か月未満 預入期間 6 月以上 1 年未満 預入期間 1 年以上 3 年未満 預入期間 3 以上 4 年未満 預入期間 4 年以上</p> <p>複利型は、上記の利率により 1 年を 365 日とする日割計算とし、かつ 預入日から 6 か月毎の複利計算とします</p>	<p>約定利率 × 70% 解約日における普通預金利率 約定利率 × 40% 約定利率 × 50% 約定利率 × 60% 約定利率 × 70% 約定利率 × 90% 解約日における普通預金利率 約定利率 × 20% 約定利率 × 30% 約定利率 × 70% 解約日における普通預金利率 約定利率 × 10% 約定利率 × 20% 約定利率 × 50% 約定利率 × 70%</p>
10 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 	
11 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ この預金は、預金保険制度の対象商品です 当行預金 1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます 	

